

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第40号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙の消印等)</p> <p>第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に規定する課、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙を貼り付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(証紙の消印等)</p> <p>第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項に規定する課、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校、<u>教育機関等事務決裁規程（昭和58年香川県教育委員会教育長訓令第2号）第2条第1号に規定する教育機関等並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙をはり付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部に掲げる使用料のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 略</p>

<p>(4) <u>香川県産業技術センター使用料</u> (あらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の機器使用料を除く。)</p> <p>(5) <u>香川県産業技術センター発酵食品研究所使用料</u> (あらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の機器使用料を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>香川県産業技術センター手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の塩水噴霧試験、塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</u></p> <p>(21) <u>香川県産業技術センター発酵食品研究所手数料のうち、あらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料</u></p> <p>3～7 略</p>	<p>(4) 香川県産業技術センター使用料</p> <p>(5) 香川県産業技術センター発酵食品研究所使用料</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>3～7 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。